

IV 委員会の判断

委員会はTBSの報告書に基づき、上に要約した4点について、放送倫理の観点からどう考えるべきかを中心に検討した。

本件事案で差し当たり問題になるのは、郵便物の持ち出し・開封と発信器設置という取材手法とプライバシーの関係だが、そもそも事件や犯罪に関する取材は一から十まで、取材対象者のプライバシーに踏み込む行為であるといっても過言ではない。それが取材として容認されるのは、放送が「健全な民主主義の発達に資する」（放送法第1条3）使命を担い、そこで得られた事実や情報を広く報道することが公益性・公共性にかなうと考えられてきたからであった。

これを別の観点から言えば、取材者・制作者にはつねに放送の使命や公益性・公共性を念頭に置きながらも、他者のプライバシーを侵しているという自覚を持ち、いま行っている取材とその手法が正当かどうか、みずから考え、仲間がいるときはともに議論し、きちんとした合意を作っておくことが要請されているということである。

視聴者が番組やテレビ局に期待し、信頼するのも、取材者・制作者がそのように自己を律しているはずだ、と考えるからである。

委員会はこれまで3年間の活動のなかで、放送関係者から「こういう取材のやり方はよい、こういう編集はいけない、というルールや指針を具体的に示してほしい」といった種類の要望を何度も受け取ってきた。そのたびに私たちが「自分たちで考えてください」と言いつづけてきたのは、放送倫理が、外形的事実のみによってではなく、放送の使命や公益性・公共性との相関のもとで、個別具体的に判断されることが基本だと考えるからである。

放送の使命と切り離されたところで、いちいちの取材行為や編集手法の善し悪しを云々することは、放送倫理の形骸化を引き起こすばかりでなく、取材や編集の仕方に形式的な枠をはめ、不自由にしてしまう。ひいてはそれは、多種多様な放送を期待し、享受する視聴者に不利益をもたらすことにもなるだろう。

ところが、本件事案では、TBS側と制作会社のあいだで取材手法をめぐって議論された形跡がまったくない。報告書は、制作会社の内部でも、ディレクターとアシスタント・ディレクターのあいだで意見の相違があったことを明らかにしている。

本来、放送倫理が生成され、もっとも議論されなければならない取材と制作の現場で、それらしい努力が払われなかったこと、またそのために必要な親密でオープンな関係構築の努力がされなかったこと自体に、本件事案の最大の問題がある。

1. 郵便物の持ち出しと開封——健全な常識の欠如を憂う

他人の郵便受けから郵便物を持ち出し、開封することが法律に触れる行為であるこ

とくらい、誰もが知っている一般常識ではないだろうか。郵便物の持ち帰りは刑法235条の窃盗罪に当たり、開封は、親告罪だが、同133条の信書開封罪に該当する。

報告書には、制作会社のディレクターからマイケル宛ての葉書の持ち出しと開封を指示されたアシスタント・ディレクターが「まずい」と主張し、「抵抗した」とあるが、それこそ常識にかなった、健全な判断だったと言うべきである。

制作会社とディレクターは、アシスタント・ディレクターに違法な行為を命じ、その意に反して実行させた責任を負わなければならない。むろんTBSも、このような明白な違法行為が行われていた事実を把握できないまま放送した責任を免れない。

2. 発信器の取りつけ——議論が尽くされていない

TBSは報告書でも、また1月16日に行ったお詫び放送でも、上記の葉書の持ち出し・開封と並べて、2回の発信器取りつけについても、「こうした取材行為は、報道倫理上認められない」「不適切な取材」だったと述べている。

報告書がその根拠としているのは、TBSの「報道倫理ガイドライン2009年版」である。そこに「報道の基本姿勢」として「正確であること」「誠実であること」等とともに「品位があること」という項目が掲げられ、「社会通念から逸脱する手法や手段をとってはならない」とある。発信器設置はこれに抵触する、と判断されたようである。

報告書はまた一方で、TBSが社内調査の時点で制作会社から受けた説明として、発信器を取りつけたのは「『詐欺的行為』の悪質性、尾行の難しさ、外国人犯罪の人の難しさ及び交通事故の回避などの理由から、今回のケースでは発信器の使用はやむを得ない選択である（と判断した）」とも記している。ここからは、制作会社側も発信器取りつけが通常は行われない取材手法であり、今回は特殊なケースである、と考えていた節がうかがえる。

だが、こうした制作会社の説明に関して、TBSが、あるいは社内調査チームがどのような検討をしたのか、またTBS側と制作会社のあいだでどんな議論が交わされたのかについて、報告書は何も触れていない。

委員会が奇異に感じるのは、ここである。

取材手法や手段は、取材者・制作者にとっては常日頃の関心事のはずである。マスメディアの、とくに報道の分野ではこれまでも、「隠し撮り」や「隠し録音」が取材対象者のプライバシーの侵害に当たらないか、相手との信頼関係を損ねることにならないかといった議論がされてきたが、そのたびに指摘されたことは、これらの是非は、行為の外形的事実のみによって形式的に即断されるべきではなく、報道の使命や公益性・公共性との相関、さらには必要性・緊急性の度合いや、他に代替手段がないのかどうか等、取材状況の個別特殊な事情を勘案して判断されなければならない、という

ことであつた。

隠し撮りや、本件のような発信器設置という行為には、プライバシー等に関わる法的な問題が否応なく関わってくる。そのような場合には、品位や社会通念の観点ばかりでなく、事件の態様や取材の進展状況に即した検証が必要になるはずである。そうした議論や検討を経ないまま、特定の取材手法の善し悪しを決めることは、形式的なルールのみを歩きにつながり、放送倫理の向上とは縁遠いものとなる。

＊

今日、カーナビや携帯電話の普及によって、位置情報の受発信それ自体は珍しいものではなく、その意味では社会通念にも大きな変化が生じている。しかし、発信器を利用した取材行為が放送倫理上容認されるかどうかについては、参考になる事例がほとんどないこともあって、放送界での議論は深まっていない。

委員会はこの現状を踏まえ、ここではとくにこの問題の法律的な側面を提示し、放送界の議論の参考に供しておきたい。

まず、当然のことだが、位置情報発信装置の出力が電波法で定められた範囲を超えるものであれば、無許可の使用それ自体が違法となる。とはいえ、ここでの主要な関心はそういうことではなく、取材の一環として他人の所有物に発信器を取りつけるという行為そのものの是非であろう。

一般的な法律論では、他人の車に無断で発信器を取りつけることは、その車の所有者が望まない形で何物かを付加することであり、所有権の侵害とされる可能性がある。また、取りつけた発信器を使って車の位置を追尾することは、その車の運転者のプライバシーを侵害する行為と断じられるかもしれない。

所有権の侵害もプライバシーの侵害も、相手方の提訴により、民法709条（故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う）を根拠に賠償を求められる可能性のある民事上の不法行為とされている。今回の場合、行方をくらましたマイケルという人物から損害賠償を求められる事態は考えにくいだが、尾行・追跡取材のために発信器を取りつけることは、法律的には、特段の事情がないかぎり、つまりは原則的には容認されない、ということになる。これが法律的な一般論である。

これに対し、報道の使命や公益性・公共性の観点に基づいて、重大な真実追求のためにそうせざるを得ない（あるいは、得なかった）、と発信器設置の必要性・緊急性・非代替性等の個別特殊な事情を主張することは不可能ではないかもしれない。

むろんその主張が広範な視聴者に、さらには取材された側や、法廷での争いになった場合には司法関係者に、好意的に受け入れられるかどうかはわからない。しかし、いずれにしても確信を持って正当性を主張するためには、放送局と取材者・制作者が発信器設置を決める時点で深く真剣に議論をかさね、またその決断が確かな説得力を

持っているか否かを慎重に見極めておく必要があることは言うまでもない。

＊

本件事案では、制作会社は、事件の悪質性、尾行の難しさ、人定の難しさ、交通事故の回避などを理由に、マイケルの車に発信器を取りつけたとされる。しかし、放送された番組の映像から事件の様相や実際の尾行・追跡の様子を検討してみると、以下のようなことが見て取れる。

まず、マイケルがAさんから約3000万円をだまし取ったことは悪質とはいえ、同種の手口で次々と同様の事件が起きるかどうかの確証はなく、重大な真実追求の要件を満たしているかどうかは確かではない。

1回目の発信器取り付けは、Aさんからの情報に基づいて、マイケルがAさんと会うためにあるファミリーレストランに現われることを知った取材スタッフが、マイケルが車を離れていたあいだに行ったものと思われる。その後、取材スタッフのロケ車は店から出てきたマイケルの車を約30分間にわたって尾行・追跡した、と番組ナレーションは言っているが、見失う心配はあったにせよ、発信器を設置しなければならない特段の必要性や緊急性や非代替性があった様子はいかようにもわからない。事実、番組の映像からは、このときの尾行・追跡が発信器に頼ることなく行われていたように見受けられる。

2回目に発信器を設置したのは、取材スタッフがマイケルに直接会い、トリックを暴いて、真相を突き止めようとした前日か、前々日の夜のことだという。取材スタッフが会うのだから、待ち合わせ場所は当然わかっていたし、トリックを暴かれたマイケルが逃げ出すだろうことも予見できたはずである。したがって緊急性や非代替性は、ここでは当てはまらない。

こうして検討してみると、本件番組で扱った事件が発信器を取りつけるほどの重大な出来事だったかどうか、取材過程で発信器設置の必要性・緊急性・非代替性等がほんとうに存在したかどうかについては、いずれも相当に疑わしいと言わざるを得ない。

＊

しかし、これらはどれも、本来、TBSないしTBSの社内調査チームが取材・制作に当たった関係者に聴き取りを行うなどして具体的に取材状況を検証し、その上で放送の使命や公益性・公共性と比較衡量し、この番組の場合の取材手法が容認されるか否かを判断すべき事柄であった。そうした丹念な手順を踏むことなく、「品位」や「社会通念」といういささか曖昧で、ときには恣意に陥りがちな指標によって判断することには説得力がない。

今回の場合にかぎらないが、ある取材手法が報道倫理や放送倫理から見て容認されるかどうかという問題は、一放送局の取材の仕方ばかりでなく、マスメディア全体、さらには表現者すべてのあり方に影響する。委員会は、TBSが本件番組の調査に当

たつて、そのような配慮を欠いていたことについて、強い懸念を表明しておきたい。

3. TBSと制作会社の関係——信頼関係が空洞化している

報告書によれば、『報道特集NEXT』の番組プロデューサーらは、郵便物の持ち出し・開封についても、発信器の設置についても、制作会社から何も報告を受けていなかったという。制作会社がTBS側に伝えなかった理由は記されていない。

TBS側は、この制作会社が海外紛争地の取材経験も少なくなく、他局でも多くの番組制作に関わってきた実績等から、一定の評価をしてきたという。『報道特集NEXT』でもこの4年間、同社からの企画提案を受けて放送した特集が9本あった。こうしたことから、「よもや『社会通念から逸脱する手法や手段』があったとは考えませんでした」と、報告書は言っている。

だが、その信頼の根拠は何だったのか。過去の実績と経験はそのひとつではあるが、その信頼があるからといって、持ち込まれた企画、それに関する取材映像、証拠物や資料等々、番組制作で使用する素材がそのまま信用できるということにはならない。ふたつはまったく別の問題であり、とりわけ後者は、いま目の前にある、これから放送しようとしている番組の、いわば製造工程と品質の管理に属する事柄である。

まして本件番組は、現在進行形の犯罪を扱っている。かなりのベテラン取材者でも、関与している外国人の本名、住所、立ち回り先等を把握するのは容易ではない。TBS側の質問に対し、制作会社は「捜査当局から情報を得ている」「(自動車やオートバイで)追跡・尾行した」と説明したとされる。

しかし、通常取材方法では容易には得られない情報や映像があった場合、もう一歩立ち入った聴き取りと確認が必要だったはずであり、それを怠って放送に至ってしまった責任がTBSにはある。

*

制作会社がマイケルの車に2回目の発信器設置を行ったのは、TBSとの共同制作に入ってからだった。

番組中には、ブラックノートのトリックを見破った取材スタッフが、マイケルと落ち合って真相を突きつけ、マイケルが逃げ出すシーンがあるが、発信器設置はそれ以前のことである。ここで撮影された映像が番組のクライマックスで使われている。

しかし、この重要なシーンの取材・撮影に、すでに共同制作体制に入っていたはずのTBS側スタッフが同行した様子はない。取材はあくまで制作会社が行い、TBSはその素材をもとに行う構成・編集から以降の作業に加わっている。したがって制作会社が2回目に発信器を取りつけた事実も、TBSは把握できなかった。

委員会が問題だと考えるのは、共同制作体制を組むTBSと制作会社のあいだで、こうした取材手法について、議論や話し合いが行われた形跡がまったくない点である。

制作会社は、発信器設置の意図も事実も隠していた。TBSは、気がつかなかった。両者のあいだのこの信頼関係の空洞化、意思疎通の悪さは何なのか。

本件事案は、テレビでは一般化しているテレビ局と制作会社の共同制作、対等なパートナー関係といわれる体制が、じつは大きなブラックホールを抱え込み、放送の使命も放送倫理も、放送人の自負も責任も曖昧にしてしまう、という内情を浮き彫りにしている。

4. 再発防止策——これで上下関係意識は克服できるだろうか

TBSの報告書は後段に記された「再発防止策」のひとつとして、あらたな「プロダクションへの取り組み」を掲げている。要約すればそれは、TBSの「報道倫理ガイドライン」の遵守をこれまで以上に制作会社に求めるために、説明会を適宜開催し、確認書の提出を要請するというものである。

だが、ここにある、説明会への「出席を求めます」「要望を吸い上げる」「確認書の提出を求めます」「相談すること」といった口調には、一段上に立ったテレビ局が制作会社を下に見て、支配・管理するような上下関係意識が見え隠れする。報告書は「プロダクションの自主性を尊重」するとも述べているが、放送界の現状では、制作会社側から「テレビ局の自主性を尊重します」などと言わない、あるいは言えないことを考えれば、これさえも上下関係意識の変種に見えてしまう。

私たちは報告書の揚げ足を取ろうとしているのではない。本件事案は、すでに見てきたようにTBS側と制作会社とのあいだの信頼関係が空洞化し、十分な意思疎通が図られなかったことから生じた不祥事であることが歴然としている。これは共同制作に当たった取材者・制作者間の同志意識やパートナー意識の問題だったと言ってもよい。

言うまでもなく同志やパートナーの意識は、権利と義務、自負と責任を対等に分かち持つ相互的關係から生まれるものである。とすれば、現在の放送界に普遍的に見られるテレビ局と制作会社のあいだの上下関係意識が、ともに対等であるという意識を育み、持ち合うことを妨げる障壁になっていなかっただろうか。

*

上記したことに関連してひとつ、指摘しておきたい。

本件番組は制作会社からの持ち込み企画であり、企画提案された段階で大方の取材は終わっており、提案採用後の取材も制作会社だけで行っている。その後の構成・編集にTBS側も関与したとはいえ、実質的な制作者は制作会社である。しかし、番組中に制作会社のクレジットはない。あくまでこれは、TBSの制作著作の番組になっている。

果たしてこれで、制作会社の責任意識や自負が育つだろうか。誇りを持って番組を

作り、得意分野や専門性を深めたり、番組制作のスキルを磨いていくことができるのか。

あるいは逆に、こう問うこともできる。

今回のように制作会社が取材の過程で放送倫理に反する不適切な行為を行い、しかもそれを巧妙に隠していた場合、実際問題として、テレビ局の側はどこまでのチェックが可能で、どこまでの責任を負うべきなのか。もちろんテレビ局には放送責任があるにせよ、相互にオープンな信頼関係がないところでは、結局は建前だけの善後策になってしまう恐れはないだろうか。

今回の事案を奇貨として、実効的な再発防止策を講じるためには、制作著作の表示の仕方や、放送界に一般的に見られる上下関係意識にまで立ち入った、より深い検討が必要であるように思われる。